

契約メニュー定義書
[にこにこプラン1]

2024年5月1日実施

レモンガス株式会社

目次

1	定義	1
2	対象となるお客さま	2
3	供給電気方式	2
4	供給電圧および周波数	2
5	料金	2
	附則	4
1	実施期日	4
2	需給約款の実施にともなう切替措置	4
	別表	5
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	5
2	燃料費等調整	6
3	書面による通知費用	10

契約メニュー定義書〔にこにこプラン1〕（以下「にこにこプラン1の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売する時の料金その他の条件を定めたものです。

1 定義

次の言葉は、にこにこプラン1定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、需給約款に定義される言葉は、にこにこプラン1定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(3) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に関わる情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は、2月29日までの期間といたします。）、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。

(4) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課

される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率、基準燃料単価および基準市場単価には、消費税等相当額を含みます。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を利用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

4 契約電流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売事業者との契約終了時点の契約電流の値といたします。
- (2) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)トによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	311.75 円
契約電流 15 アンペア	467.63 円
契約電流 20 アンペア	623.50 円
契約電流 30 アンペア	935.25 円
契約電流 40 アンペア	1,247.00 円
契約電流 50 アンペア	1,558.75 円
契約電流 60 アンペア	1,870.50 円

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	6,650.00 円
従量料金	200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.20 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.20 円

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2024 年 5 月 1 日から実施いたします。

2 需給約款の実施にともなう切替措置

この定義書の料金は、2024年6月に検針日が属する料金から適用いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料価格調整単価

燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値とし、基準燃料価格は 86,100 円/k1 といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料価格調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格})$$

$$\times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

ハ 燃料価格調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

ニ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、卸電力取引所におけるスポット市場価格の東京エリアプライス（以下「スポット市場価格」といいます。）に基づき、次の算式により算定された値とします。

また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.8288$$

$$\delta 2 = 0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値とし、基準市場価格は 11.22 円/kWh といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格})$$

× (3) の基準市場単価

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合は、2 月 29 日までの期間)	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 11月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等

ト 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費等調整単価＝燃料価格調整単価＋市場価格調整単価

チ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量にトによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.183円
------------	--------

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.328円
------------	--------

(4) 燃料費調整単価のお知らせ

当社は、(1)ロによって算定された燃料価格調整単価、(1)ホによって算定された市場価格調整単価および(1)トによって算定された燃料費等調整単価を、当社ホームページを通じてお知らせいたします。

3 書面による通知費用

(1) 需給約款の 16（使用電力量の算定）(2)に規定する検針の結果を書面にてお知らせする場合の実費相当額は下記のとおりとします。

1 電気需給契約の 1 ヶ月分につき	220 円/月
--------------------	---------

(2) 需給約款の 21（料金その他の支払方法）(1)ハに規定する払込票の発行にともない、要する実費相当額は下記のとおりとします。

1 電気需給契約につき	550 円
-------------	-------